

大名美恵子です

東海村村松 2401-2 電話・fax 284-0761

携帯電話 090-3961-8578

E-mail toukai@oona-mieko.info

健康保険証が廃止されマイナ保険証を持たない場合でも、診察、投薬が受けられます。

現行の健康保険証の発行は、今年12月2日までとされ、その後はマイナ保険証(マイナンバーカードの紐づけ)に移行されます。マイナンバーカード取得の是非は、国民の判断でよいことが認められている中、マイナ保険証に移行させるという事は、国民の「病院にかかることができなくなったら大変」という心理を利用した、半ば脅迫めいた施策と言えます。

実際にマイナンバー制度に反対をされていた方でも「病院にかかることが多いので」と、マイナンバーカード取得の手続きを行ったという話を伺うことが多くなり、国の施策に問題を感じます。

マイナンバーカードの申請・交付・保有状況

〈総務省公表より〉

	合計	人口に対する割合※
有効申請受付数(累計) 【令和6年5月26日(日)時点】	100,946,564	約80.5%
交付枚数(累計) 【令和6年5月26日(日)時点】	99,459,506	約79.3%
保有枚数 【令和6年4月30日(火)時点】	92,378,034	約73.7%

※令和5年1月1日時点の住基人口(125,416,877人)に対する割合

有効申請受付件数・交付枚数：再交付、更新を含むこれまでに有効に申請受付された又は交付されたカードの累計枚数

保有枚数：現に保有されているカードの枚数(交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの)



<国民健康保険証の場合について、6月議会で確認>

- ①今年度発行の国民健康保険証は、来年7月末日までが有効期限(の予定)。
- ②マイナ保険証を持たない人は、後日村から交付される「資格確認書」を医療機関に提示することで、これまで同様に保険診療を受けることができる。
- ③本村のマイナ保険証の登録率及び利用率 ➡ 国保加入者の今年4月時点での登録率は57.3%。今年3月の実績値で利用率は10.5%。利用におけるトラブル等の発生事例は現在のところ聞いていない。
- ④医療機関や薬局がマイナ保険証利用を促している背景をどうみるか ➡ 厚労省が、5月～7月をマイナ保険証利用促進の「集中取組月間」と位置付け、利用人数増加に応じて病院には最大20万円、診療所・薬局には最大10万円の一時金を支給するとしている。
- ⑤資格確認書の有効期限及び発行期限は？ ➡ 保険証同様に7月末を有効期限とした1年ごとの交付。発行の期限は現時点では設けられていない。
- ⑥マイナ保険証の登録を取り消すことはできないのか ➡ 現時点では取り消しはできないが、今年10月末頃を目途に、利用登録の解除を希望する人は、資格確認書の申請を条件として、解除の手続きを行うことができる(予定)。
- ⑦マイナ保険証を持たない場合でも診察が受けられることなど、移行に伴うことは、現在、村のホームページで情報発信をしている。今後も広報とうかいへの記事掲載や保険証発送時にお知らせを同封するなど、被保険者が不安になることのないよう周知する。